

7.「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」について

(1)「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」とは

主任技術者の要件を満たした後^{*1}、専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験になります。該当する場合は、P2～3の表中の実務経験のうち(注3)印のついている実務経験年数に限り2年短縮が可能です。

「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」は、下記項目のすべてに該当している必要があります。

- 所属している会社が**特定建設業者**であり、発注者から**直接建設工事を請け負った工事**である。(下請負人として実施した工事は該当しません)
- 専任^{*2}の監理技術者の配置^{*3}が必要な工事**である。
- 指導を受けた監理技術者と受験者本人は、**同一会社**に属している。

※1 下記のいずれかに該当した場合があります。

- 高等学校・専門学校専門課程の指定学科を卒業後、5年以上の実務経験を満たした場合
- 2級建築施工管理技士を取得した場合

※2 工事一件の請負金額が3,500万円(建築一式工事は、7,000万円)以上のもので、①国、地方自治体等が発注する公共的工作物の建築工事、②学校・デパート等のように多数の人が利用する施設の建築工事(個人住宅を除いてほとんどの建築工事が対象となります)には、専任の者でなければなりません。

※3 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる工事の場合は、監理技術者を配置しなければなりません。

注意事項

建設業法施行令の一部が改正され、平成28年6月1日より監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額が引き上げられました。

- 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限
- 工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額

	改正前	改正
建築一式工事	4,500万円	6,000万円
建築一式工事以外	3,000万円	4,000万円

	改正前	改正
建築一式工事	5,000万円	7,000万円
建築一式工事以外	2,500万円	3,500万円

(2)「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」の証明書類

(1)の要件を満たし、実務経験の短縮を受けるには「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書」を提出していただく必要があります。用紙は、(<http://www.fcip-shiken.jp/>)から入手、あるいは本財団(TEL03-5473-1581)まで電話しFAXで入手してください。本用紙に必要事項を記入し、証明者欄及び誓約欄には署名・押印のうえ提出してください。

※1 実務経験は3月末までのものを優先して記入してください。それで実務経験が不足する場合に限り4月以降学科試験日の前日までに予定される実務経験を記入してください。(4月以降学科試験日の前日までの予定の実務経験として記入できるのは受験申し込み時点で契約又は特定しているものに限りです。)

※2 4月以降学科試験日の前日までに予定していた実務経験に変更があった場合は、本財団へ電話連絡等ですみやかに自己申告を行い受検資格の有無について確認を受けてください。なお、実際に実務経験が得られなかった者が自己申告を行わなかった場合は不正行為として扱われます。

注 申込後の加筆・訂正及び再提出は一切できません。不備・不足がある場合は、受験できません。

注 「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書」の偽造及び申請内容の虚偽申請は違法行為であり、発覚した場合は告発を含め厳正に対処します。

8.「専任の主任技術者」の資格要件について

(1)「専任の主任技術者」の資格要件について

公共性のある工作物に関する重要な工事では、元請・下請に関わらず、工事現場ごとに専任で主任技術者を置かなければなりません。

「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者との兼任を認めないこと」であり、常時継続的に当該建設工事現場に配置されなければなりません。

工事現場の主任技術者の職務は、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督等をつかさどるものです。

《公共性のある工作物に関する重要な工事とは》

工事一件の請負金額が3,500万円(建築一式工事は、7,000万円)以上のもので、①国、地方公共団体等が発注する公共的工作物の建築工事、②学校・デパート等のように多数の人が利用する施設の建築工事をいい、個人住宅を除いてほとんどの建築工事が対象となります。

注 平成28年6月1日より請負代金の額が変更となりました。(P10参照)

《主任技術者になるための資格要件》

一般建設業の営業所の専任の技術者の資格要件と同一で、次のいずれかに該当する者。

- イ. 国土交通省令で定める指定学科を卒業し、
 - ・高等学校、専門学校専門課程卒業後 実務経験を5年以上有する者
 - ・大学、高等専門学校、専門学校「高度専門士」及び「専門士」卒業後 実務経験を3年以上有する者
- ロ. 建設工事に関し10年以上実務経験を有する者
- ハ. 国土交通大臣が、イ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者(1・2級国家資格者等)

注 専門学校「専門課程」、「高度専門士」、「専門士」の学歴が主任技術者の資格要件として認められるようになったのは平成28年4月1日からです。

(2)「専任の主任技術者」の証明書類【証明書類に偽造(形跡を含む)や不足があると受験できません】

主任技術者になるための資格要件を満たし、それ以後に専任の主任技術者としての実務経験が1年(365日)以上ある方は、P2の表中(注4)印がついている実務経験年数に限り2年短縮が可能です。この資格要件で受験する方は、下表の1~5全ての書類が必要です。

1. 専任の主任技術者 実務経験証明書	用紙は(http://www.fcip-shiken.jp/)から入手、あるいは試験研修本部(TEL03-5473-1581)まで電話しFAXで入手してください。本用紙の必要事項を記入し、証明者欄及び誓約欄には署名・押印のうえ、提出してください。
2. 工事請負契約書(写)	専任の主任技術者として従事した建設工事の契約書の写しで、発注者・受注者氏名印があり、工事の名称、場所、工期、請負代金額等が明示されているもの。
3. 施工体系図(写)	専任の主任技術者として従事したことが確認できるもので、施主から直接工事を請け負った元請の建設会社が作成したもので、工事に携わる全ての業者を記載したもの。(第1次下請以下が作成したものは不可)
4. 現場代理人主任技術者 選任届等(写)	「受注工事カルテ受領書(コリンズ工事カルテ)」、または「建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書)」等を代用することもできます。(主任技術者として従事したことが確認できる書類に限る。)なお、現場代理人のみでは主任技術者として認められません。(主任技術者と兼任している場合は認められます。)
5. 建設業許可通知書(写)	所属する建設会社の建設業許可通知書の写しを提出してください。

※1 実務経験は3月末までのものを優先して記入してください。それで実務経験が不足する場合に限り4月以降学科試験日の前日までに予定される実務経験を記入してください。(4月以降学科試験日の前日までの予定の実務経験として記入できるのは受験申し込み時点で契約又は特定しているものに限りです。)

※2 4月以降学科試験日の前日までに予定していた実務経験に変更があった場合は、本財団へ電話連絡等ですみやかに自己申告を行い受験資格の有無について確認を受けてください。なお、実際に実務経験が得られなかった者が自己申告を行わなかった場合は不正行為として扱われます。

注 これらの書類(1~5)の追加・変更は、一切認められません。申請時の書類に不備・不足がある場合は、受験できません。

注 「専任の主任技術者」として該当しない工事(次の実務経験は該当しません)

○主任技術者に代えて「監理技術者」を置く工事の場合

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる工事の場合は、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かねばなりません。

○工事一件の請負金額が3,500万円(建築一式工事は、7,000万円)未満の工事

○個人住宅に関する工事

※平成28年6月1日より請負代金の額が変更となりました(P10参照)

注 「専任の主任技術者実務経験証明書」に記載した工事は、施主(発注者)や契約相手方に対し、裏づけ調査を行います。また、提出書類の偽造及び申請内容の虚偽申請は違法行為であり、発覚したときは告発を含め厳正に対処します。